

第2回熊本市・益城町 合併協議会が開催されました



熊本市と益城町の第2回合併協議会が11月27日、KKRホテル熊本で開催され、議員専門部会へ付託された事項のうち「合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置」について会長へ報告があり、これらについて協議が行われました。

また地方税の取扱いや水道関係事業についてなど、5件の協議項目が提案され、次回協議することとなりました。

◆承認された項目

合併の方式	合併の方式については、益城町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。 【付帯事項】 熊本市と益城町の合併は、益城町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを尊重しつつ、「対等な立場」「相互の精神」の理念のもと「合併協議項目の調整方針」に基づく協議を行うことにより、両市町の一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとする。
合併の期日	合併の期日については、平成22年3月31日までの間で、住民生活への影響等を勘案し改めて定める日とする。
新市の名称	新市の名称は、熊本市とする。
新市の事務所の位置	新市の事務所の位置については、 熊本市手取本町1番1号とする。

◆提案された項目

協議第九号

地方税の取扱い（現状左頁表参照）

・都市計画税と事業所税については、益城地域においては、合併の年度及びその後5年度を課税免除とし、その後は熊本市の例に統一する。

・法人市（町）民税については、益城地域においては、合併の年度及びその後5年度を不均一課税とし、その後は熊本市の例に統一する。

・個人市（町）民税と固定資産税については、熊本市の例に統一する。

協議第十七号

企画財政関係事業について（その1）

・所得税及び住民税の申告・相談と納期及び納付書発送事業については、熊本市の例に統一する。

・コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。

協議第二十一号

環境保全関係事業について（その1）

・環境美化活動推進事業については、熊本市の例に統一する。

左記の事業については、新市の事業として継続する。

・環境保全（エコライフ）に関すること

・人工かん養促進事業
・水資源有効活用促進事業

問い合わせ先

役場企画財政課市町村合併係

☎ 286-3111

内線 233・234

熊本市・益城町合併協議会事務局

☎ 328-2067